

## 利用に際する料金について(概要)

生活支援課の利用料金は、日中活動(機能訓練・生活訓練・就労移行支援)と夜間の施設入所支援の2種類のサービスの組み合わせとなっています。下記の【a】と【b】の合計をご負担いただくことになります。

### サービス利用料金(一日あたり)・・・【a】

サービスの種類	施設入所支援(夜間)	機能訓練(日中)	生活訓練(日中)	就労移行支援(日中)
サービス利用料金	1,652円(1,258円)	6,459円	5,951円	7,699円
支援費が給付される額	1,487円(1,132円)	5,813円	5,356円	6,929円
利用者自己負担額	165円(126円)	646円	595円	770円

<表は区分3の場合。( )内は区分2。他は別表参照>

### 施設入所支援

サービスの料金は区分により異なります。<別表参照>

\*区分3の方の利用料

施設入所支援 + 栄養士配置加算 = 133単位 + 22単位 = 155 × 10.66 = 1,652

### <その他の費用>

施設入所支援サービスを利用され、土・日・祝祭日及び年末・年始等日中の訓練がない日に施設を利用された場合、96円(定率1割)をご負担いただきます。<9:00～17:00の間に施設におられた方> また、体調不良等で日中の訓練に参加できない場合も同様となります。

外泊の考え方・・・その日一日施設のサービスを一切受けなかった日のみ外泊日としてカウントします。(例:「金曜に帰宅、日曜に帰所」の場合は、外泊は1日)。

外泊中及び短期入院中は330円(定率1割)をご負担頂きます。(1ヶ月に8日まで)

なお、9日以上の外泊および入院については、長期入院等支援加算160円(定率1割)をご負担頂く場合があります。

入所時特別支援加算・入所日から30日間、1日32円(定率1割)をご負担頂きます。

### 日中活動

日中活動(生活訓練・機能訓練・就労移行支援)には職員の訪問により算定するサービス利用料金もあります。

### 機能訓練の利用料金について

機能訓練 + リハビリテーション加算 + 福祉専門職員配置加算 = (580単位 + 20単位 + 10単位) × 10.59 = 6,459.9

初期加算・利用開始日から30日間、1日32円(定率1割)をご負担頂きます。

通所のみで機能訓練を受けられる方が、予定された訓練に欠席だった場合には100円(定率1割)のご負担を頂きます。(欠席される2営業日前までに連絡があった場合には費用はかかりません。)

### 生活訓練の利用料金について

生活訓練 + 福祉専門職員配置加算 = (552単位 + 10単位) × 10.59 = 5951.5

初期加算・利用開始日から30日間、1日32円(定率1割)をご負担頂きます。

通所のみで生活訓練を受けられる方が、予定された訓練に欠席だった場合には100円(定率1割)のご負担を頂きます。(欠席される2営業日前までに連絡があった場合には費用はかかりません。)

### 【一般的なご利用】

・入所されている場合は、利用者自己負担額の夜間と日中の合計の金額が、一日あたりの利用料金となります。

なお、1ヶ月の自己負担額が、受給者証に記載の『自己負担上限額』を上回ることはありません。

### 食費・水光熱費・・・【b】

・入所されている方は上記の利用料の他に別途食費と水光熱費を実費ご負担いただきます。

・食費...朝食 317円、昼食 650円、夕食 580円(一日 1,547円)

・水光熱費...一日あたり 322円

### < 利用料算定の基準 >

訓練を受けられる場合は、原則、給食はセットです。

利用料の計算は日割り計算になります。月末にご本人、もしくはご家族の方に確認のご印鑑をいただきます。かならずご印鑑をすぐに押せるように準備をしてください。

当月分は翌月20日に請求書を発行いたします。1階会計窓口でお支払いください。

### 別表

(1単位 10円)

項目	栄養士配置加算	一日当たり利用料
施設入所支援 区分2 = 96単位	22単位	126円
施設入所支援 区分3 = 133単位		165円
施設入所支援 区分4 = 181単位		216円
施設入所支援 区分5 = 240単位		279円
施設入所支援 区分6 = 298単位		341円
区分2の例 (96単位 + 22単位) × 10.66 = 1,258		